

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、生活文化の質的向上を応援し200%の満足をお届けするというミッションのもと、質の高いコーポレート・ガバナンス体制を確立することで、当社グループ役員がベクトルをあわせて活動し、顧客満足(CS)・社員満足(ES)を満たしていくことで会社満足(PS)を高め、これら3つの満足によってステークホルダーの皆様にご貢献できる企業活動を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程において定められた「コーポレートガバナンス・コード」に関して、下記5つの基本原則を全て実施してまいります。

- 【基本原則1】「株主の権利・平等性の確保」
- 【基本原則2】「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」
- 【基本原則3】「適切な情報開示と透明性の確保」
- 【基本原則4】「取締役会等の責務」
- 【基本原則5】「株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TKマネジメント(株)	22,000,000	68.20
(株)四国銀行	419,900	1.30
日中ブリッジ(株)	384,800	1.19
(株)阿波銀行	323,000	1.00
セーラー広告(株)	300,000	0.93
陳 愛軍	296,500	0.92
美津濃(株)	241,900	0.75
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	203,409	0.63
陳 衍夫	194,700	0.60
松井証券(株)	162,600	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	TKマネジメント株式会社
-----------------	--------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	8月
-----	----

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主との取引は原則行わない方針ですが、例外的に実施する場合は、取引の合理性及び妥当性を取締役会にて審議並びに決議をいたします。当該決議においては、利害関係取締役を除いて審議及び決議を実施いたします。これらの体制により利益相反取引を防止し、当社及び少数株主に不利益が生じないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
大西 雅也	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 雅也			公認会計士・税理士として監査法人、会計事務所での職務で培った豊富な経験および上場会社の関係諸法令に関する専門知識を共同持株会社の経営及び相互牽制機能に反映していただくために選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査室は、日常的に情報交換をすることで連携を高め、多くの情報収集に努めてまいります。当該情報を監査役会を中心に社外監査役と共有並びに協議することで、独立性を保持した監査体制としてまいります。
 監査役会及び内部監査室は、適宜、会計監査人へ情報提供を実施することで連携し、業務監査と会計監査が相互の機能向上を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村 秀雄	その他													
堀本 昌義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村 秀雄			銀行での豊富な経験と監査法人での職務を通じて高い見識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に反映していただくために選任しております。
堀本 昌義			事業会社の運営で培われた豊富な経験、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を、当社の監査体制に反映していただくために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員持株会制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役及び監査役の報酬の金額については、平成27年11月27日開催のアクサス並びに雑貨屋ブルドッグの株主総会にて承認された株主移転計画に基づき、最初の定時株主総会までの期間の報酬限度額の範囲内において、取締役に関しては取締役会、監査役に関しては監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社では、経営推進室において、社外取締役(社外監査役)に対して、取締役会等の会議体にかかる議案や関連資料の配付を実施し、社外取締役(社外監査役)の要請に応じて情報収集及び資料配布を行うサポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制の概要

< 取締役会 >

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成しており、代表取締役社長を議長として、定時取締役会を毎月1回開催し、重要な事象に機動的に対応する為、随時臨時取締役会を開催しております。業務執行に関する最高の意思決定機関として、重要事項を意思決定すると共に、法令、定款及び「取締役会規程」において定められた運営活動を行っております。

< 監査役会 >

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しており、常勤監査役を議長として、監査役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。監査役は取締役会へ出席し、必要があると認められた時は意見表明を行っております。また、監査役会で定めた監査方針、監査計画及び監査役監査基準に従って、取締役の職務執行の監査を行っております。

< 内部監査室 >

当社の内部監査室は代表取締役社長の直轄の部門として設置されており、人員は2名であります。内部監査室は、法令・規程に沿った業務活動が正しく行われているか等の監査を実施しております。また、全部門へ業務監査を実施しており、必要に応じて業務委託先の監査を実施しております。

監査役は内部監査室と随時必要な情報交換をすることで相互の連携を高め、会計監査人と定期的な情報交換により会計監査の状況を把握すると共に、会計監査の結果の報告を受けております。

< 会計監査人 >

当社は会計監査人としてPwC京都監査法人を選任し、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査を受けております。会計監査人とは、通常の会計監査はもとより、ディスクロージャーの適時性と正確性を確保する観点から、個別案件ごとに適法性や会計基準の準拠性に関して事前に確認を行い、適時アドバイスを受けております。
なお、PwC京都監査法人との間に特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、激しく変化する経営環境に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を確立し、経営の健全性及び透明性を高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は最重要課題の一つと考えております。

具体的には、取締役会等の議論・決議に社外の視点から助言や意見を取り入れることで、意思決定の透明性、妥当性及び適正性を確保すると共に、社外取締役1名と社外監査役2名を選任し経営全般に対する監督機能を強化することで、健全性を高めております。また、監査役会、内部監査室及び会計監査人の三様監査が適切に連携し、全社の業務並びに会計を網羅的に監査することで、適切なコーポレート・ガバナンス体制が構築できるものと考えております。

以上の理由により、当社は本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期に発送すると共に、T Dnet及び自社ウェブサイトの電子的手法の活用により、早期の周知を図れるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮いたします。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主構成に応じたコスト・ベネフィットを考慮の上、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	同上

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令及び規則等に基づいて、適時かつ適切な情報開示に努めてまいります。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて掲載を実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、経営企画課を設置し、管掌取締役1名および担当者1名を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、毎年ウミガメの産卵地として知られる徳島県海部郡美波町の大浜海岸で清掃活動を実施しております。 大浜海岸のウミガメ上陸・産卵数は年々減少しており、その原因の一つとして、海岸付近に捨てられている、ビニール、プラスチックなどの人工ゴミを誤食し死んでしまうことが挙げられています。当該事象を防止べく、ウミガメの産卵期前に大浜海岸の清掃活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示及びホームページへの掲載を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

イ. 当社グループの社員等が遵守すべきものとして、「ベーシックマニュアル」、「就業規則」、「有期労働者就業規則」、「個人情報保護規程」、「内部統制規程」、「内部者取引防止規程」を整備し、担当役員は当社グループの社員等に周知徹底する。

ロ. コンプライアンス規程を整備し、適宜委員会を開催できる環境を整えている。法令遵守に関する課題を把握し、対策を検討すると共に、対策の有効性を検証する。

ハ. 内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況、業務の効率性及び有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ニ. 「内部通報規程」を制定し、法令違反等を未然または早期に発見し、対応する体制を整備する。

ホ. 企業防衛連絡協議会へ入会し、警察の協力を得て企業に対するあらゆる暴力を効果的に予防するものとする。また反社会的勢力に対しては常に注意を払うと共に、その不当要求に対しては組織的に対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努める為、以下のとおり対策を実施する体制を整備しております。万一、不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を緊急対策本部長とする対策本部を設置し、緊急対策をとる体制としております。

イ. 「リスク管理規程」を整備し、リスクマネジメントに関して必要な事項を定め、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、対策を講じることができる体制を構築する。

ロ. リスク管理に関する規程として、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」、「内部通報規程」を整備する。

ハ. 内部監査室は全部門に原則年1回以上の監査を実施する。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社は、取締役の職務権限を明確にするため「取締役会規程」、「職務権限規程」、「決裁権限表」、「関係会社管理規程」及び「予算管理規程」等の整備を行ない、業務の効率性を確保したうえで毎月1回以上取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い適切に行い、取締役及び監査役が求めた際には、いつでも当該文書を閲覧できるものとしております。

(当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、「関係会社管理規程」を整備することで、子会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保し、子会社より営業成績及び重要事項等、定期的に報告を受けており、子会社に重要なリスクが生じた場合は、速やかに報告を受ける体制を整備しております。また、経営管理部は事業予算を作成し、その進捗状況を当社の取締役会にて確認するものとしております。

内部監査室及び監査役会は、子会社の業務活動について、監査及び調査を実施しております。

(監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項)

監査役会は「監査役監査基準」を制定し、監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項を定めており、補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権を検討することとしております。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

当社グループの社員等及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、当該事実に関する事項を規程に従い速やかに報告することとしております。また、監査役が業務に関する事項や内部監査室が実施した監査結果に関して報告を求めた場合、遅滞なく報告し、報告を受けた監査役はその内容を監査役会において速やかに報告を行う体制を整備しております。会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(監査役が実効的に行われることを確保するための体制)

当社は、以下の項目について監査役が実効的に行われる環境を整備しております。

イ. 監査役が、会社の重要情報についてアクセスできる環境。

ロ. 代表取締役社長と定期的に面談を実施する。また、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ハ. 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ニ. 監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

(反社会的勢力への対応の整備状況)

当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力への基本姿勢について定めている。対応統括部署は経営推進室とし、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を機動的に行えるように専門機関と緊密に連携し、対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理は、対応統括部署に情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等に合わせて必要に応じて検討をしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照下さい。

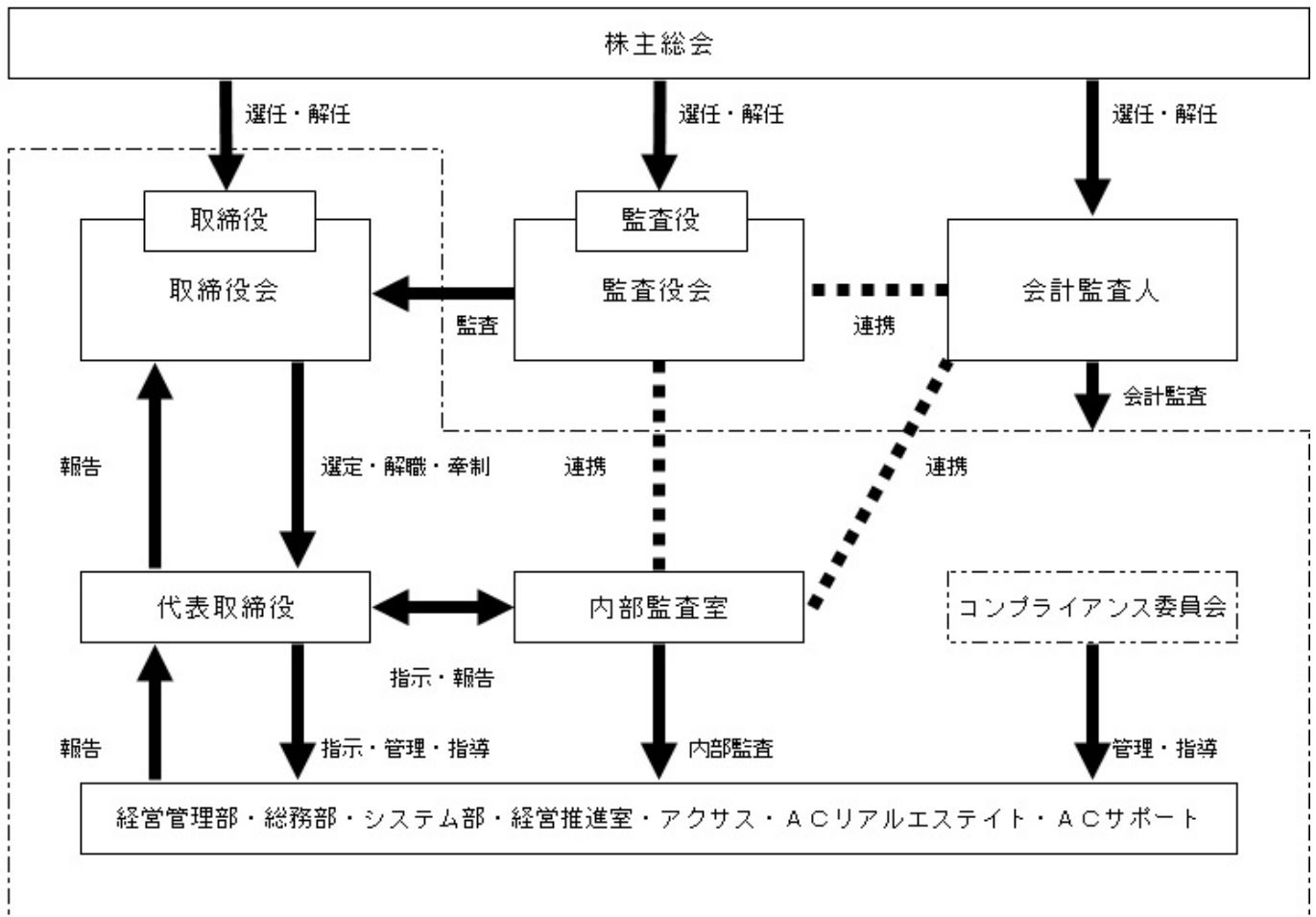
(2) 適時開示体制について

当社は、経営管理部部長を開示責任者としております。

当該部門にて各部署及び子会社の情報を収集並びに収集した情報の開示要否の検討を実施し、取締役会に上程決議したうえで公表すべき情報を適時に公表しております。

当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」及びその他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。

(添付1) 会社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要



(添付2) 適時開示体制概要図

